

### 3 岩石採取場災害防止保証制度要綱

平成 2年11月 8日決裁

平成 8年11月 1日一部改正

平成 16年12月 1日一部改正

#### 第1 趣旨

採石法に基づく岩石採取計画の認可申請に際し、岩石採取場災害防止のため、保証制度を導入することにより、岩石採取場の災害防止、災害復旧、跡地整備の促進を図り、もって岩石採取事業の健全な発展に資する。

#### 第2 保証制度の概要

岩石採取計画の認可を受けようとするものは、当該認可申請の際、岩石採取場の災害防止措置、災害復旧及び跡地整備について保証人を立てるものとする。

保証人となった者は、採取計画の認可を受けた者が岩石採取場の災害防止措置、災害復旧及び跡地整備ができなくなったときには、当該採取計画の認可を受けた者に代わって履行するものとする。

#### 第3 保証人の資格及び人数

保証人の資格及び人数は、次のとおりとする。

資 格	人 数
知事が適当と認める団体	1 団体
知事が適当と認める採石業者又は建設業者	2 人

(備考) ① 「知事が適当と認める団体」とは、埼玉県山碎石協会をいう。

② 「知事が適当と認める採石業者又は建設業者」とは、次のとおりとする。

ア 採石業者については、当該保証に係る採取計画の認可申請の日前3年以上継続して採石業を営んだ実績を有し、その間、採石法第32条の10（登録の取消し等）、第33条の12（認可の取消し等）若しくは33条の13（緊急措置命令）の規定に基づく処分を受けたことがなく、又は同法第43条、44条若しくは46条で規定する罰則に処せられたことがない者をいう。

イ 建設業者については、現に建設業法第3条で規定する特定建設業の許可を受け、当該保証に係る採取計画の認可申請の日前3年以上継続して建設業を営んだ実績を有し、その間、前記の採石法の各規定又は建設業法第28条（指示及び営業の停止）の規定に基づく処分を受けたことがなく、又は同法第45条から49条で規定する罰則に処せられたことがない者をいう。

#### 第4 保証書の添付

1 岩石採取計画の認可申請を行おうとする者は、申請書に岩石採取場災害防止保証人の保証書（以下、「保証書」という。）を添付するものとする。

2 保証書の様式は別紙のとおりとする。

## 第5 採取期間

採取期間は、次のとおりとする。

- 1 保証書の添付のある認可申請については、採取の期間を5年以内とする。
- 2 保証書の添付のない認可申請については、採取の期間を3年以内とする。

## 第6 適用除外

国、地方公共団体及び知事が適当と認める公社・公団又はこれらの団体の委託を受けて岩石採取を行おうとする採石業者には、この制度は適用しない。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年4月1日前の受理に係る認可申請であっても、従前から採取を行っている岩石採取場に係るもので、新たな採取の期間の始期が平成3年4月1日以降になる認可申請（変更認可申請を含む）については、この要綱を適用する。

### 附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱第4の規定に基づいて当該認可申請書に添付されている保証書については、なお従前の例による。